

南幌町広告掲載取扱基準（南幌町ホームページ）

（概要）

- 1 これは、南幌町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という）への広告掲載に関し必要な事項は、南幌町広告掲載取扱要綱（令和5年南幌町告示第36号。以下「要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

- 2 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。
 - （1） 町ホームページ（<https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>）
南幌町が管理するトップページ及びこれを構成するウェブページのことをいう。
 - （2） バナー広告
町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクする機能を有するものをいう。

（広告の枠数、規格及び掲載位置）

- 3 広告の枠数、規格（1枠）及び掲載位置は、次のとおりとする。
 - （1） 大きさ 天地 65ピクセル×左右 180ピクセル
 - （2） 画像形式 GIF形式（アニメーションは不可）
 - （3） 容量 4KB以内
 - （4） 広告枠数は最大8枠とする。
※同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

（広告掲載料金）

- 4 広告の掲載料金は、1枠当たり月額5,000円とする。
- 5 6か月以上連続して掲載する場合は、次の算式により得た額を減じた額とする。
 - （1） 6か月以上12か月未満の連続掲載 100分の25
 - （2） 12か月以上の連続掲載 100分の50

(広告の掲載期間)

- 6 広告掲載期間は、1月単位とする。
- 7 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 8 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨て)に相当する期間について広告掲載を延長するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 9 広告主は町が指定する方法により、広告原稿を作成し電子媒体及び紙媒体で町に提出しなければならない。
- 10 広告原稿は町が指定する期日までに提出しなければならない。
- 11 広告原稿の作成・提出にかかる費用については、広告主の負担とする。